

質問項目：

【総務費】 やさしい日本語、適正な職員配置

【民生費】 地域包括ケアシステム

【衛生費】 健康危機管理機能、アピアランス支援、訪問歯科診療

【産業経済費】 体験型観光による地域産業支援、商店街支援

【土木費】 インターロッキングブロック舗装、用途制限

【教育費】 日本語学級、日本語適応指導、国際学級、国際科授業

* 予算特別委員会とは、次年度予算について審議するために設置された特別委員会のことで、予算案について担当課長に質問します。

【総務費】

Q. 日本在住の外国人が理解できる言語は日本語が6割、英語が4割。在住外国人に向けた、簡単な日本語を使う『やさしい日本語』の導入ではどのような点から取り組んでいくか？

国際化・文化芸術課長：

港区には約130カ国の国籍の方々が暮らし、多言語による情報発信をしているが外国人の理解はまだ十分とは言えない。地域社会でも言葉の壁がある。これらの課題解決のひとつの方法として、外国人向けの『やさしい日本語』がある。区はこれまで多言語情報発信を英語を中心にハングル、中国語で行ってきたが、『やさしい日本語』を4番目の言語と位置付ける。防災関連承応、生活情報、地域参入のきっかけとなる地域イベント情報からやさしい日本語で表記する。

Q. これから防災だけではなく色々な情報発信に使われていくと思われる『やさしい日本語』を推進する際、区の職員への対策としてどのような課題があるか？

国際化・文化芸術課長：

簡単な言葉を使い、漢字にルビを振るなど、日本人でも規則を知らなければうまく翻訳することができない。外国人の参画と協働を実現するためには、やさしい日本語が地域社会の共通言語となりうることを職員が理解する必要がある。今後は、行政情報多言語化ガイドラインを改定し、翻訳する4番目の言語として『やさしい日本語』を位置付け、職員向けに『やさしい日本語マニュアル』整備をする。庁内でも重要性や有用性の理解に努めていく。

Q. 明らかに人員が不足していると心配する部門がある。どのレベルの基準で一人補充、二人補充と考えるのは非常に難しいが、区役所職員の配置における適正な人数はどう評価されるべきか？

人事課長：

業務量や困難度に応じた職員配置を行っている。窓口部門は時間や件数、痛く業務量を数値化し、適切な職員を配置することが必要と考えている。しかし、業務量把握の難しい企画部門などは総合的に考慮し職員を配置する必要がある。

Q. 必要に応じて職員配置はいつでも行われるべき。年度途中の人事異動にはどのような事例があるか？

人事課長：

H26年度に兼務発令で1名、H27年度は臨時給付金関連で14名の兼務、職員退職に伴い係長級の人事異動がある。

【総務費 続き】

Q. H29年度に優先的に職員配置を行う部門はどこか？

人事課長：

H29年度は待機児童解消や児童相談所の関係する子ども家庭支援部に優先的に職員配置を行う。新たに設置する児童相談所設置準備担当課は5名増員。

【民生費】

Q. 4月から地域包括ケアシステムモデル事業が始まる。相談窓口を設置するということだが、全区展開の半年前の9月開設と同時に検証を始める計画はモデル事業とは言えない。現状は？

地域包括ケア・福祉施設整備担当課長：

在宅医療・介護相談窓口の委託先としての条件を満たす事業者にヒアリングを行っている。

Q. この2年間の振り返りを行い、検証した結果を新しい組織で改善してもらいたい。地域包括ケアシステムに関するすべてがここまで遅れた理由をどう考えているか？

地域包括ケア・福祉施設整備担当課長：

事業を検討する過程で、医療・介護関係機関と取り組み内容に関する協議に時間を要してしまった。

Q. 生活支援コーディネーターを社会福祉協議会が担うことになったが、地域包括ケアの認知度が低い活動に支障がでている。今後はどのように普及啓発を行っていくのか？

高齢者支援課長：

民生・児童委員や社会福祉法人、シルバー人材センターなどで構成される高齢者支援協議会にて、新たな整備に向けた取り組みを説明し周知の協力を依頼している。また、広報みなと、港区ホームページ、チラシ、区民向け講演会などで地域での支え合いの重要性について説明し、より広く区民への普及啓発・周知に努める。

Q. 台場地域は入院施設もなく、在宅医療・介護事業者がアクセスの面で負担が大きく苦労している。介護事業者支援の必要性についてどう考えるか？

介護保険課長：

台場地域の負担は認識している。今後は台場地域でサービス提供が可能な介護事業者を確保するため、実態把握のほか実情を踏まえた支援の必要性について検討する。

【衛生費】

Q. 保健所は公衆衛生にとっても重要な施設。小・中学生を含め、もっと広く区民に保健所の業務や役割を知ってもらいたい。どのようなことが考えられるか？

生活衛生課長：

H29年度からは小・中学生、保護者などを対象に体験型啓発事業を実施する。保健所の仕事を紹介するだけでなく、保健所が実施している検査体験や区内企業の取り組みを紹介する。

Q. がん患者のアピランス支援（外見支援）として医療用ウィッグなどの助成が開始されるが、複数アイテム購入の合算でも申請はできるか？

健康推進課長：

申請は一人一回としているが、ウィッグ・胸部補正具の組み合わせ、複数のウィッグなど、まとめて一回で申請ができる制度とする予定。

Q. アピランス支援はビジネスとしての一面もある。ウィッグのメンテナンスなど、金銭のやりとりが発生するようなものに関し、行政が関われる取り組みの課題は？

健康推進課長：

購入費用助成だけではなく、身近な場所で施術を受けられる環境が必要。まずは病院でアピランス相談窓口を2施設で開設した。民間企業や団体と連携協定を結び、購入したウィッグのメンテナンスなどを受けられる環境整備に努めている。

Q. 看護師や心理カウンセラーなどの医療系プロフェッショナルだけではなく、美容業界も大切な役割を持つ。様々なスキルアップが必要になるが、どのような支援ができるか？

健康推進課長：

港区美容組合に協力を依頼し、アピランス支援に関わる方々のスキルアップのために色々な研修を、また株式会社KEA工房による業員看護師を対象とした補正下着の研修を実施している。今後は区内美容学校とも連携し、美容師への知識・技術が取得できるような体制整備に努める。

【衛生費 続き】

Q. 地域包括ケアシステムの今後を考えると、在宅患者への口腔ケアや歯科治療も大切になる。訪問歯科診療を行っている医療機関数、歯科診療に関してどのような課題があるか？

健康推進課長：

H28年10月時点で、訪問可能な歯科診療は77件。持ち込み可能な医療機材に限りがあるため、出血傾向や糖尿病などの基礎疾患のある患者は抜歯・切開が難しい。急変時の対応や全身管理を要する場合がある。

Q. 基礎疾患のある患者に対し、抜歯・切開などの課題に対してどのように対応していくのか？

健康推進課長：

医療体制の整った病院での治療が必要になる。現在区内の2病院に治療の受け入れを依頼している。

【産業経済費】

Q. 体験型観光が注目を浴びている。『見る』『買う』『まち歩き』以外に『何かをする』という体験型についてどう考えるか？

観光政策担当課長：

訪日外国人旅行者の関心は、リピーターを中心に『コト消費』と言われる体験型観光に移行している。現在製作中のガイドブックでマナーやエチケットのほか、茶の湯、銭湯、御座敷、居酒屋などを紹介し、港区で様々な文化体験の紹介をする予定。このような観光型体験は、観光客の誘致や消費喚起だけではなく、日本文化や生活習慣などを理解してもらえる良い機会と考えている。

Q. リピーターや個人旅行の多いアジア系旅行者で、日本でやりたい事のトップ10の3位に銭湯・温泉、7位に美容サロンという結果もある。港区が推進する旧跡観光は8位。産業支援にも在住外国人へのPRにもなるので、理美容・銭湯を観光戦略として推進することについてどう考えるか？

観光政策担当課長：

衛生的な環境の下、港区には理美容サービスが多くあり、外国人旅行者に体験してもらいたい。外国人旅行者を迎え入れる体制づくりでは多言語化やシティプロモーションを活用することができ、こうした施策を通じて観光分野での連携や協働を深めていけると考える。観光協会のSNSでは港区商店グランプリを受賞した美容院とビューティーサロンを外国人ライターが体験し、情報を発信する企画を現在進めている。

【土木費】

Q. インターロッキングブロック舗装の歩道整備が増えてきているが、近隣地域で使われているブロック色もデザインもバラバラで統一感がない。目安がある方が景観的にも良いのでは？

土木課長：

現時点では、区でインターロッキングブロック舗装のデザインや色彩に関する統一したルールはなく、道路工事の路線ごとにデザインを決めているため、地域全体としてまとまりのない街路となることが懸念されている。今後は港区景観アドバイザーの意見も聞きながら、港区の街路景観に統一感を持たせられるようなルールを定める。

Q. インターロッキングブロック舗装の維持管理・補修の考え方は？

麻布地区総合支所まちづくり担当課長：

長い期間の使用でがたついたりブロック間で段差が生じたりすることがある。定期的に巡回点検を行い、歩道などの維持管理をしてきた。傷んだブロックを取り除き、応急処置としてアスファルトで埋めるなどして歩行者の安全を確保する。その後にアスファルトを取り除いて新たなブロック舗装を周囲を微調整をしながら行う。来年度に大規模な張り替えを行う予定の道路はない。

Q. 住宅・商店街のある生活エリアで風俗店舗の取り扱いに課題がある。商業地域では基本的には風俗店舗の出店が可能であるが、そのような店舗を望まない商業エリアでは地域の声を反映して出店を止める方法はあるのか？

都市計画課長：

地域で合意形成を進める『港区まちづくり条例』を活用できる。例えば、まちづくり組織や活動を通じ、風俗営業などを制限することを理念や将来像に含め『地区まちづくりルール』として定められる。区が認定し、公表することで抑止力となる。このほか、強制力を持たせるには都市計画法による地区計画として定める必要がある。

Q. ビジョンやルールを認定するにあたり、まちづくり組織はどのような基準をクリアする必要があるのか？

都市計画課長：

まちづくり組織が健全に運営されていることが前提。『地区まちづくりビジョン』の登録には区域内の区民の過半数の合意が必要。『地区まちづくりルール』の認定には区域内の土地所有者などの過半数の合意が必要。まちづくりルール認定を受けた後は、地区計画に進む場合には区域内の土地所有者などの3分の2以上の同意が必要。

【教育費】

Q. 日本語需要に関する調査を初めて実施していただいた。これから日本語指導を必要とする外国人・帰国生は100名を超えることがわかり、日本語学級の拡大は必ず必要になる。どのような体制で検討しているのか？

教育政策担当課長：

教育委員会事務局の関係部課長、小・中学校・幼稚園長を構成メンバーとする、教育委員会政策課題検討会議を設置している。H28年9月から外国人や海外からの帰国生に対する日本語指導の充実、日本語学級の拡充について検討している。

Q. 日本語指導を必要とする児童・生徒は出身国も母国語もバラバラ。指導方法や内容について、日本語適応指導員の改善をする必要があるかもしれない。

指導室長：

日本語初期指導と中級指導では派遣する指導員が異なる。初期指導は心理面のケアを重視し、日本語指導経験があり児童・生徒の母国語ができる指導員を派遣している。現在15人が登録され、その他にテンプル大学ジャパンキャンパスに学生を紹介してもらっている。中期指導は国際日本語普及協会に依頼し、日本語教師資格のある方を派遣している。

Q. 日本語適応指導における指導面の課題は何か？どのように対応しているか？

指導室長：

児童・生徒ひとりにつき年間48時間を指導上限としている。日本で学ぶ外国籍の中学生に必要なことは、高校入学を視野に入れた進路を保証することだが、年間48時間では難しく教員が個別に支援できるようにすることが大切。継続して個別の支援にあたるように、H24年度から各学校の教員1名以上が参加する日本語指導研修会を実施している。

Q. 国際学級が拡大するが、実績のある東町小学校で得たノウハウをどのように活用するのか？

指導室長：

東町小学校で作成した教材・教具を活用し、英語による指導経験のある国際学級講師を南山小学校のリーダーとして配置する。外国人児童と日本人児童の交流のあり方や日本の学校生活への適応のさせ方の他、東町小学校の取り組みを参考に準備を進めていく。

【教育費 続き】

Q. 国際理解教育において、国際科の先生が一番苦労していると思う。中学校の英語科教員は国際科担当者会で研究したり、外部研修を経て他校に研修内容を還元していると聞く。区内全校にその効果が行き渡るようにお願いしたい。

指導室長：

国際科担当者会は、担当者間の情報交換や教材研究・授業研究を通して、教員やネイティブティーチャーの資質や指導力の向上を図ることを目的にしている。その中で、文部科学省の研修を受けた教員を講師とした伝達講習を実施している。各校においては国際科担当者会における研修や情報交換の内容を踏まえ、国際科・英語科国際の授業改善の推進に活かしている。